



様式第 1 (第 1 条関係)

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 7 年 6 月 23 日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都小平市小川町 2 丁目 1 2 6 8 番地

小平商工会

会 長 野崎 幸重



東京都小平市小川町 2 丁目 1 3 3 3 番地

小平市

市 長 小林 洋子



商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の氏名：

栗原 明生・田村 理央・小山 崇

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

① 震災（小平市地域防災計画＜令和7年修正＞）

東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表した。

また、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、平成18年5月、「首都直下地震による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じたことから、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定し、公表した。

その後、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展、高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造や南海トラフ地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化していたことから、この被害想定が10年ぶりに見直され、令和4年5月に新たな被害想定「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」が公表された。

この被害想定のうち、小平市に大きな被害を及ぼす多摩東部直下地震及び立川断層帯地震の2地震を想定地震とすると、小平市内において、震度6強の地域が広範囲に発生し、一部震度6弱の地域が存在する。

② 風水害（小平市地域防災計画＜令和7年修正＞）

東京都は、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による中小河川の「洪水浸水想定区域図」を作成・公表している。

小平市では、「石神井川及び白子川流域」、「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」及び「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」の3区域が該当しており、石神井川では洪水浸水想定区域が設定されている。

これによると、小平市では、都立小金井公園内の石神井川の源流部から市南東部にかけて浸水が想定されており、特に都立小金井公園付近では最大3m程度の浸水が想定されている。

市では、東京都が公表した「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図」、「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」及び「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」を基に浸水エリアを示した浸水予想区域図（ハザードマップ）を作成している。この浸水予想区域図は、想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm・時間最大降雨量153mm）と同程度の大雨が降った場合に予想される浸水の状況を示したものである。また、東京都建設局は、土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」を指定しており、小平市では、「土砂災害警戒区域」が1箇所指定されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数：3, 987人
- ・小規模事業者数：2, 823人
- ・商工業者の立地状況については、商業系の事業者は、市内に7駅ある西武鉄道駅に隣接する場所や幹線道路沿いに多い傾向となっており、製造業系事業者は、(株)ブリヂストン等の大手企業周辺に立地している。

産業大分類	団体名・項目	小平商工会	
		商工業者数	小規模事業者数
A	農業, 林業	10	9
B	漁業	0	0
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0
D	建設業	454	428
E	製造業	155	129
F	電気・ガス・熱供給・水道業	3	3
G	情報通信業	81	66
H	運輸業, 郵便業	66	35
I	卸売業, 小売業	947	537
J	金融業, 保険業	59	54
K	不動産業, 物品賃貸業	379	375
L	学術研究, 専門・技術サービス業	250	201
M	宿泊業, 飲食サービス業	490	294
N	生活関連サービス業, 娯楽業	399	343
O	教育, 学習支援業	220	156
P	医療, 福祉	321	115
Q	複合サービス事業	18	4
R	サービス業(他に分類されないもの)	135	74
合 計		3,987	2,823

(令和3年経済センサス活動調査による商工業者数、小規模事業者数)

(3) これまでの取組

①当市の取組

- ・小平市地域防災計画の策定、防災訓練・避難所設置訓練の実施
- ・小平市ハザードマップ（浸水予想区域図・土砂災害警戒区域図）の作成
- ・小平市防災マップの作成
- ・小平市防災マップアプリ（スマートフォン用アプリ）の作成
- ・防災備品の備蓄
- ・各種SNSによる情報発信（市ホームページ、メールマガジン、LINE、Facebook、X等）

②当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・東京都等の施策の周知
- ・全国商工会連合会が推奨する損害保険メニューの周知
- ・小平市が実施する防災訓練への協力
- ・小平市と当会が連携し、当会管理施設への災害用備蓄物資保管場所の設置
- ・東京消防庁小平消防署が実施する防災事業への協力
- ・自然災害後の商工業者の被災状況のSNS等を取り入れた情報収集の取組
- ・自然災害後の商工業者の被災状況を、小平市、東京都商工会連合会へ報告

2 課題

現状では、当会の緊急時の取組については、漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、正規・非正規併せて職員が9名いるものの、当市在住者は、正職員0名、非正規職員1名となっており、出勤時でない時の対応に即応できるかどうかの課題がある。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、健康危機対策等において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や体調不良者を出勤させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、健康危機等の市内・都内・国内における拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を通常時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会での役割分担・体制を整備し、当市と連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

- ・ 自然災害発生時や健康危機等発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 B C P に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者 B C P（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 健康危機等は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ健康危機等対策としてマスク等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I T やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②小商工会の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和 7 年 6 月に事業継続計画を作成（別紙）

③ 関係団体等との連携

- ・ 事業継続計画策定に精通した損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 健康危機等に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・ 感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ健康危機等対策としてマスク等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I T やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

④ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を巡回・窓口相談時に確認する。
- ・(仮称)小平市事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード7、震度5強の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害時における発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を把握し、当会と当市で共有する。

- ・健康危機等発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。また、豪雨等による被害が発生した場合、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・当会は、大まかな被害状況を確認し、発災翌日までに情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔を目途に被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	新たな事象が判明した時点で共有する
1ヶ月以降	適時共有する

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。具体的には別紙様式「小平商工会 小平市発災時における指示命令系統・連絡体制」を策定する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域への活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、東京都の指定する方法にて、当会及び当市より東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び調整課へ報告する。
感染症流行の場合、国や東京都等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を東京都の指定する方法にて当会又は当市より東京都へ報告する。

④ 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や東京都、小平市の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・東京都の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を東京都等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 7 年 5 月 3 0 日現在)	
1 実施体制	<pre>graph TD; A[小平商工会 事務局長] --- B[小平商工会 法定経営指導員]; C[小平市 産業振興課 課長] --- D[小平市 産業振興課]; B --- E[連携 連絡調整] --- D; D --- F[確認 連絡] --- G[小平市 防災危機管理課];</pre>
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	① 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 栗原 明生・田村 理央・小山 崇（連絡先は後述 3 ①参照） ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。 ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）
3 商工会／関係市町村連絡先	① 商工会 小平商工会 〒187-0032 東京都小平市小川町 2-1268 TEL:042-344-2311 FAX:042-343-0505 E-mail: kodaira@shokokai-tokyo.or.jp ② 関係市町村 小平市役所 地域振興部産業振興課 商工担当 〒187-8701 東京都小平市小川町 2-1333 TEL: 042-346-9534 FAX: 042-346-9575 E-mail: dd0042@city.kodaira.lg.jp ※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	140	140	140	140	140
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ等作製費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、東京都補助金、小平市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

[illegible]